

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和6年3月28日

長野市監査委員	西島	勉
同	川上	馨
同	若林	祥
同	市川	和彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和4年度

包括外部監査分

(長野市教育委員会分)

指摘事項	当初措置状況 (5年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
<p>【指摘 15】学校の負担にならない範囲で、学校における申請書類等への押印等の見直しの状況を把握すべき□ (報告書101ページ)</p>	<p>学校の負担にならない範囲で、学校における申請書類等への押印等の見直しの状況を把握すべき 〔事実〕省略 〔指摘〕 学校において、押印等の見直しの状況を把握するために十分な調査を行う時間の確保が難しい場合は、例えば、調査対象、調査期間、調査方法、調査票の調査項目等を簡素化することも検討すべきである。 また、押印を廃止することでペーパーレス化が進む等、学校の業務の効率化につながる文書を優先して調査することを検討すべきである。 その上で、学校の負担にならない範囲で、教育委員会総務課として、学校における申請書類等への押印等の見直しの状況を把握すべきである。</p>	<p>学校運営等に係る文書やその押印の要否については、学校教育課と連携しながら調査方法等について検討していく。</p>	<p>事務処理上必要なものを除き押印を廃止し、校務支援システム等を活用したペーパーレス化を推進している。書面による提出が必要なものの把握はできており、調査に伴う学校の負担を考慮し、あらためての調査は実施しない。</p>	<p>教育委員会総務課</p>
<p>【指摘 16】学校の負担にならない範囲で、学校における押印等の見直しの状況を把握すべき□ (報告書105ページ)</p>	<p>学校の負担にならない範囲で、学校における押印等の見直しの状況を把握すべき 〔事実〕省略 〔指摘〕 学校において、押印等の見直しの状況を把握するために十分な調査を行う時間の確保が難しい場合は、例えば、調査対象、調査期間、調査方法、調査票の調査項目等について簡素化することも検討すべきである。また、押印を廃止することでペーパーレス化が進む等、学校の業務の効率化につながる文書を優先して調査することを検討すべきである。その上で、学校の負担にならない範囲で、教育委員会学校教育課として、学校における押印等の見直しの状況を把握すべきである。</p>	<p>校務支援システムの利用により、学校内のペーパーレス化は進んでいる。 調査票の調査項目の工夫や「校務支援システムのアンケート機能」などを活用し、状況の把握に努める。</p>	<p>押印を廃止するとともに、教育委員会への提出文書は校務支援システムを活用したペーパーレス化は進んでいる。業務上書面による提出が必要なものは、市教育委員会で把握できていることから、各学校の負担を考慮し、調査は実施しない。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>【意見 85】外国籍等児童生徒日本語指導巡回指導員等活動報告は、電子化すべき□ (報告書109ページ)</p>	<p>外国籍等児童生徒日本語指導巡回指導員等活動報告は、電子化すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 外国籍等児童生徒日本語指導巡回指導員等活動報告は、必ずしも紙文書によって行われる必要はなく、電子データによる報告も可能である。 このため、外国籍等児童生徒に対する日本語指導巡回指導員等の活動報告は、紙文書ではなく、電子データを用いた報告にすべきである。</p>	<p>外国籍等児童生徒日本語指導巡回指導員等活動報告書については、紙文書による提出も可能としているが、すでにメール等の電子による提出も可能としている。 今後、電子データによる提出の割合を増やすために、電子データによる提出も可能である旨を改めて広報する。 また、出勤簿の提出については、押印を廃止し、電子データを用いた報告に対応できるよう様式の変更を令和6年度までに検討する。</p>	<p>外国籍等児童生徒日本語指導巡回指導員等活動報告書について、電子データによる提出も可能である旨を活動報告書の提出依頼文にて改めて広報した。 また、巡回指導員の出勤簿については、押印を廃止し、令和6年度当初より電子データを用いた報告様式に変更する。</p>	<p>学校教育課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和4年度 包括外部監査分 (長野市教育委員会分)

指摘事項	当初措置状況 (5年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
<p>【意見 86】長野市の校務支援システムについて、長野県内の多くの小・中学校において導入しているシステム(C4th)へ早期に移行すべき□ (報告書110ページ)</p>	<p>長野市の校務支援システムについて、長野県内の多くの小・中学校において導入しているシステム(C4th)へ早期に移行すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 長野市が、県内の大多数で導入されている校務支援システム(C4th)を採用していない影響は、教職員の長野市内小・中学校から市外への異動や、その逆に市外から市内の小・中学校への異動の際に、異なるシステムの操作に習熟する必要があり、教職員に負担がかかっている。また、校務支援システムが異なることによって、長野市内から県内の市町村に児童生徒の転出があった際、紙文書による手続に加え書類への押印が必要となっており、ペーパーレス化が進まない一因にもなっている。 このため、長野市が導入している現在の校務支援システムについては、長野県内の多くの小・中学校で導入している校務支援システム(C4th)への移行について、費用対効果も踏まえ、早期に検討すべきである。</p>	<p>システムの移行については、移行費用・導入費用の予算要求が必要となることから、既契約業者に対してシステム解約費用(違約金)、新たなシステムの導入事業者に対して移行費用の見積もりを依頼した。</p>	<p>システム移行見積もりを徹したところ、現契約を令和6年度末に解約した場合、解約費用(違約金)として143,990千円がかかる。 この費用は解約だけの費用であり賃貸借期間満了までシステムを利用した場合、必要のない経費である。 そのため、賃貸借期間中に取返してシステムを変更することは困難である。 なお、システムを移行した場合、別に新システムの導入費用、データの移行費用が発生する。 データ移行費用は直近1年分のデータ移行で39,514千円であり、過年度のデータを移行することを考慮すると、解約費用を考慮しなくても移行は困難と考える。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>【意見 90】遠距離通学費助成金については、ながの電子申請サービスを活用するなど、各家庭から教育委員会に直接申請、請求及び実績報告が行える体制を整備すべき□ (報告書112ページ)</p>	<p>遠距離通学費助成金については、ながの電子申請サービスを活用するなど、各家庭から教育委員会に直接申請、請求及び実績報告が行える体制を整備すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 遠距離通学費助成金について、現状の業務の流れでは、各小・中学校において申請の取りまとめが生じており、教職員の負担軽減の観点からデジタルの活用が課題となっている。 このため、遠距離通学費助成金については、ながの電子申請サービスを活用するなど、直接、各家庭から教育委員会に申請、請求及び実績報告が行える体制を整備すべきである。</p>	<p>各家庭から教育委員会に直接申請書等の提出がなされるためには、庁内におけるその後の事務処理についても一貫して電子処理される必要があるため、今後の全庁的な事務の電子化に併せて検討していく。</p>	<p>指摘事項の実現に向けた検討は行ったが、会計処理の電子化や受付審査のためのシステムの構築、保護者に対する必要書類の徹底等難しい課題が多く、現状において実施することは極めて困難である。また電子申請で窓口を一本化した際には、分散されていた事務が、全て学校教育課の担当職員の業務となり、その事務量をこなすことは現体制において現実的ではない。</p>	<p>学校教育課</p>